

**長野県告示第634号**

災害復興住宅建設事業補助金交付要綱（昭和57年長野県告示740号）の一部を次のように改正します。

平成19年12月17日

長野県知事 村井 仁

第1中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）第17条第6項に規定する災害復興住宅」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第5号に規定する災害復興建築物又は被災建築物（以下「災害復興住宅」という。）」に、「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

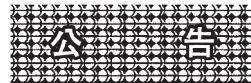
第2第2号中「住宅金融公庫法第17条第6項の規定により貸し付けられた資金（以下「公庫資金」という。）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号の規定により貸し付けられた資金（以下「機構資金」という。）」に改める。

第3第1号及び第4中「公庫資金」を「機構資金」に改める。  
様式第1号中「**公庫資金**」を「**機構資金**」に改める。

**附 則****(適用)**

- 1 この告示による改正後の災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度の補助金から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の適用の際、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第10条の規定による廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）の規定による貸し付けを受けている者については、なお従前の例による。

**建築管理課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年11月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人キッズヴィル
- 3 代表者の氏名  
高橋 仁子
- 4 主たる事務所の所在地  
大町市大町2544番地4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、乳幼児を含む児童及びその保護者の子育てのための支援事業並びに障害者及び高齢者が自立した社会の実現のための支援事業を行い、共に支えあう社会の構築と相互扶助社会の実現に寄与することを目的とする。

**NPO活動推進課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
ダム端末及び端末機室クライアント一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成20年2月1日から平成23年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

- う。) 第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課  
電話 026 (235) 7071

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月27日 午後1時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室

#### (3) 郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年12月26日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

#### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

### 5 その他

#### (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月17日

長野県知事 村井 仁

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務

長野県県税徴収金収納事務業務

##### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

##### (4) 入札方法

収納事務に係る取扱手数料1件当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

##### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

##### (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

##### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

##### (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7046

#### 4 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月19日 午後1時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟403号会議室

#### 5 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月27日 午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎304号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月21日までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

## 6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税務課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月17日

長野県知事 村井 仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

「信州・フレッシュ目安箱」データベースシステム構築業務

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

平成19年12月28日から平成20年3月7日まで

## (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去2年間に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を2回以上有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報課

電話 026（235）7110

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月27日 午後2時

イ 場所 長野県庁 2階入札室

## (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月25日午後5時までに上記3の場所に提出してください。なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

要します。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

広報課

## 公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第15条の規定により 国土交通省中部地方整備局長 金井道夫 から準備書の送付を受けたので、同条例第16条の規定により次のとおり公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成19年12月17日

長野県知事 村井 仁

1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

国土交通省中部地方整備局長 金井道夫

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第2号館

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

一般国道474号 三遠南信自動車道青崩峠道路

(2) 種類

一般国道（自動車専用道路）の新設

(3) 規模

延長約3.4km（長野県側） 2車線

3 対象事業実施区域

飯田市南信濃

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

飯田市南信濃 下伊那郡天龍村

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

場所	期間	時間
長野県生活環境部 環境政策課、長野県下伊那地方事務所環境課、飯田市役所環境課、飯田市南信濃自治振興センター、天龍村役場住民課及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所調査設計課	平成19年12月17日（月）から平成20年1月16日（水）まで。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に 規定する休日、12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日を除く。	午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(1) 意見書の提出期限

平成20年1月30日（水）まで

(2) 意見書の提出先

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

国土交通省中部地方整備局

飯田国道事務所 調査設計課

## (3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他  
の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務  
所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称（「一般国道474  
号 三遠南信自動車道青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）環  
境影響評価準備書」と記載するものとする。）

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語に  
より、意見の理由を含めて記載するものとする。）

環境政策課

## 公告

飯山市による上境地区の土地改良事業の工事について、  
次のように完了の届出がありました。

平成19年12月17日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

1 土地改良事業の名称

農地等高度利用促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成16年4月13日

3 土地改良事業を行った者の名称

飯山市

4 事務所の所在地

飯山市大字飯山1110番地1

5 工事着手年月日

平成17年9月22日

6 工事完了年月日

平成19年3月30日

農地整備課

## 公告

飯山市による藤沢地区の土地改良事業の工事について、  
次のように完了の届出がありました。

平成19年12月17日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成14年6月28日

3 土地改良事業を行った者の名称

飯山市

4 事務所の所在地

飯山市大字飯山1110番地1

5 工事着手年月日

平成15年8月18日

6 工事完了年月日

平成18年3月27日

農地整備課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月17日

長野県飯田建設事務所長 北原正義

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達する役務

平成19年度 県単トンネル防災設備等保守点検業務委託

## (2) 役務の特質

一般国道151号の帶川トンネル及び一般国道256号の清内路トンネル並びに一般国道418号の壳木トンネルの防災設備等保守点検

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月14日まで

## (4) 履行場所

長野県飯田建設事務所管内

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

## (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野県飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265(53)0449

**4 入札手続等**

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年1月10日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 501号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月25日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

道路管理課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成19年5月22日から9月25日までの間に199機関について監査を行ったので、同条第9号の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成19年12月17日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方久男  
同 望月雄内  
同 柿沼美幸

平成19年度定期監査の結果に関する報告（第1回）

1 監査の実施方針

平成19年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施しました。

2 監査の対象年度

平成18年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 監査の対象機関及び実施期間

平成19年5月22日から9月25日までの間に、監査対象機関のうち199機関（普通会計186機関、企業特別会計13機関）について実施しました。

4 監査の実施状況

(1) 普通会計の実施機関（186機関）のうち、131機関については実地監査を、55機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	79	77	2
現 地 機 関	107	54	53
計	186	131	55

(2) 企業特別会計の実施機関（13機関）のうち、7機関については実地監査を、6機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	3	3	0
現 地 機 関	10	4	6
計	13	7	6

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された

監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

## 5 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項又は検討事項としたものは次のとおりです。

なお、各監査実施機関の監査年月日及び監査の結果は別表のとおりです。

(組織名は平成19年4月1日現在の名称を使用しています。)

### 〔普通会計〕

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	0件	10件	1件	11件
契約事務	1	10	3	14
支出事務	0	3	1	4
補助金事務	0	3	0	3
財産管理事務	0	1	0	1
計	1	27	5	33

### 〔企業特別会計〕

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	0件	3件	0件	3件
契約事務	0	0	0	0
支出事務	0	0	0	0
補助金事務	0	0	0	0
財産管理事務	0	0	0	0
計	0	3	0	3

監査結果の区分は以下のとおりです。

1 指摘事項	明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの。
2 指導事項	指摘には至らないが改善を要するもの。
3 検討事項	制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの。

### (1) 普通会計

#### ア 指摘事項

指摘事項は次のとおりです。なお、当該事項については、監査実施機関に対し、文書により通知し、適切な事務の執行を求めました。

分類	指摘事項	所管課所
契約事務 1件	<p>平成18年6月、経営戦略局秘書チーム（当時）において、「県庁・現地機関のテレビ会議に加え災害等の現場からテレビ会議に参加できるようにするため」として、知事室、危機管理局、地方事務所（10所）等にテレビ電話機18台を導入した。</p> <p>テレビ電話機購入に当たっては、4年間48回払いの割賦販売契約を締結したが、翌年度以降にわたる契約に必要な予算措置（債務負担行為の設定等）を行わず、また、出納機関による事前審査に付していないなど、法令等に反した不適正な事務処理が行われていた。</p> <p>テレビ電話の利用実績は防災用務を含めてほとんどなく、維持経費に見合う有効活用が将来にわたり見込めないことから、平成19年2月、総務部秘書課では、危機管理局設置分を除く17台の契約を解除した。設置した機関等において、契約解除までに計249万余円（テレビ電話機購入費154万円、基本通話料等95万円）が支出されたが、これは、秘書チーム（当時）において、テレビ電話機設置の必要性、有効性、既存のテレビ会議システムの利活用の検討などを十分に行わずに導入を決定したことに起因するものであり、効率性・計画性を欠く不適切な執行であった。</p>	秘書課

#### イ 指導事項

指導事項は次のとおりです。なお、当該事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

分類	指導事項	所管課所																																													
収入事務 10件	<p>1 県税の収入未済の縮減について、改善がみられるが、引き続き努力を要する。</p> <p>〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成18年度末</th> <th>平成17年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税</td> <td>5,565,993,162円</td> <td>5,655,086,865円</td> <td>△89,093,703円</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <td>（主な内訳）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①個人県民税</td> <td>2,378,315,269円</td> <td>2,393,349,286円</td> <td>△15,034,017円</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>②自動車税</td> <td>1,489,091,331円</td> <td>1,497,235,477円</td> <td>△8,144,146円</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>③不動産取得税</td> <td>725,315,480円</td> <td>701,144,858円</td> <td>24,170,622円</td> <td>103.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p> <p>〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成18年度末</th> <th>平成17年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>38,026,110円</td> <td>35,186,908円</td> <td>2,839,202円</td> <td>108.1%</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>11,709,540円</td> <td>12,542,970円</td> <td>△833,430円</td> <td>93.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比	県税	5,565,993,162円	5,655,086,865円	△89,093,703円	98.4%	（主な内訳）					①個人県民税	2,378,315,269円	2,393,349,286円	△15,034,017円	99.4%	②自動車税	1,489,091,331円	1,497,235,477円	△8,144,146円	99.5%	③不動産取得税	725,315,480円	701,144,858円	24,170,622円	103.4%	区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	38,026,110円	35,186,908円	2,839,202円	108.1%	心身障害者扶養共済加入者掛金	11,709,540円	12,542,970円	△833,430円	93.4%	税務課  障害福祉課
区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比																																											
県税	5,565,993,162円	5,655,086,865円	△89,093,703円	98.4%																																											
（主な内訳）																																															
①個人県民税	2,378,315,269円	2,393,349,286円	△15,034,017円	99.4%																																											
②自動車税	1,489,091,331円	1,497,235,477円	△8,144,146円	99.5%																																											
③不動産取得税	725,315,480円	701,144,858円	24,170,622円	103.4%																																											
区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比																																											
社会福祉施設入所者負担金	38,026,110円	35,186,908円	2,839,202円	108.1%																																											
心身障害者扶養共済加入者掛金	11,709,540円	12,542,970円	△833,430円	93.4%																																											

3 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。

なお、児童福祉施設入所者負担金については、虐待のため入所措置とした児童の扶養義務者が納入を拒否していることなどにより収入未済が発生しており、こうした場合には制度的な特殊性から徴収が困難な面があるので、国へ制度変更を求ること。

〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
児童福祉施設入所者負担金	67,666,657円	67,802,634円	△135,977円	99.8%
児童扶養手当過払返納金	22,042,700円	20,103,150円	1,939,550円	109.6%
母子寡婦福祉資金貸付金	187,184,025円	169,280,755円	17,903,270円	110.6%

こども・  
家庭福祉  
課

4 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。

〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
看護職員修学資金貸付金	6,406,000円	3,022,000円	3,384,000円	212.0%

医療政策  
課

5 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。

〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
高度化資金貸付金	1,014,686,879円	984,270,879円	30,416,000円	103.1%
設備近代化資金貸付金	83,924,979円	86,931,379円	△3,006,400円	96.5%

ビジネス  
誘発課

6 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。

〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
農業改良資金貸付金	72,637,750円	67,104,000円	5,533,750円	108.2%
漁業改善資金貸付金	11,171,975円	11,791,975円	△620,000円	94.7%

農村振興  
課

7 林業改善資金貸付金において、収入未済の収納の促進に一層の努力を要する。

また、20年以上経過した滞納繰越金などが処理されていないため、債務者の資産等の状況を十分に把握した上で、不納欠損処分等も含めて検討を行い、実効ある対策をとること。

〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
林業改善資金貸付金	25,672,385円	24,059,331円	1,613,054円	106.7%

林業振興課

8 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。

〔収入未済の状況〕

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
県営住宅使用料	183,190,178円	180,249,501円	2,940,677円	101.6%
(内訳) 現年度分	88,285,635円	92,087,744円	△3,802,109円	95.9%
滞納繰越分	94,904,543円	88,161,757円	6,742,786円	107.6%

住宅課

9 高等学校等奨学金貸付金、高等学校遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。

特に、地域改善高等学校等進学奨励金貸付金については、関係団体への働きかけを含めた取組みをされたい。

〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）

区分	平成18年度末	平成17年度末	増減	前年度比
高等学校等奨学金貸付金	20,799,300円	16,342,500円	4,456,800円	127.3%
高等学校遠距離通学費貸付金	14,306,335円	12,405,335円	1,901,000円	115.3%
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	684,000円	684,000円	0円	100.0%
地域改善高等学校等進学奨励金貸付金	57,534,787円	43,301,007円	14,233,780円	132.9%

高校教育課

10 グラウンドを付近の企業が臨時ヘリポートとして約1時間使用することを許可し、使用料減免基準に該当するとして使用料の一部を減免していたが、減免基準に該当するものではなかった。

工科短期  
大学校

契約事務 10件	1 検査機器類等の処分において、100万円未満の契約であるとして契約書が作成されていなかったが、当該機器類は産業廃棄物に当たることから、その収集運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令の規定に基づき、書面により委託契約を締結すべきであった。	長野食肉衛生検査所
	2 汚水処理施設維持管理業務委託において、委託期間を短縮したことに伴って委託料を減額する必要が生じたため、口頭による業者の了解のもとに減額の支出負担行為変更決議を行っていたが、変更契約書を作成すべきであった。	上田養護学校
	3 産業廃棄物収集運搬処分及び機密書類裁断処理に係る委託契約において、契約書の記載内容に不備（①契約保証金の条項がない。②契約期間が契約日から会計年度を超えて1年間となっている。③収集運搬処分の対象でない品目の単価記載がある。）があった。	須坂東高等学校
	4 「測量及び設計における小規模修正委託業務取扱要領」に基づく1者随意契約16件において、請負人等選定委員会で審議する必要があったが、行っていなかった。	犀川砂防事務所
	5 体育館屋根塗装他工事請負契約（予定価格6,514,200円）の指名競争入札において、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱に規定する平成17・18年度建設工事における資格総合点数別発注標準に基づき、「塗装工事873点以下」から業者選定を行うべきところ、特段の理由もなく「建築一式工事891点以下」で「佐久市内の近隣の業者」から選定を行っていた。	野沢南高等学校
	6 第二グランド災害復旧工事請負契約（予定価格2,426,000円）の指名競争入札において、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱に規定する平成17・18年度建設工事における資格総合点数別発注標準に基づき、「舗装工事909点以下」又は「土木一式工事729点以下」から業者選定を行うべきところ、特段の理由もなく「舗装工事746点以上」で「千曲市内に本社を有する業者」から選定を行っていた。	屋代南高等学校
	7 公募型プロポーザル方式による特定非営利活動法人を特定者とした随意契約（共同受注・共同販売等促進事業、障害者ITサポートセンター運営事業）において、応募案件を決定しようとする際と随意契約しようとする際に請負人等選定委員会で審議する必要があったが、いずれも行っていなかった。	障害者自立支援課

	8 地域衛星通信ネットワーク第2世代化工事請負契約（工事内容：衛星設備監視規制装置の修繕）において、請負人等選定委員会で審議する必要があったが、行っていなかった。	消防課
	9 長野工業高等学校、上田千曲高等学校、岡谷工業高等学校、赤穂高等学校及び駒ヶ根工業高等学校における電子計算組織の調達については、予定価格が各2千万円以上であることから、「情報システムの調達に係る監理業務委託実施要領」に基づいて、業務主管課長が予め情報政策課長へ調達内容を通知し、監理業務の内容について協議する必要があったが、行っていなかった。  このため、当該5校では外部専門家への監理業務委託を実施しないまま電子計算組織を調達することとなり、調達成果品の品質向上と効率的な投資が図られないおそれがあった。	高校教育課
	10 検査機器の購入（更新）に際し、商品価値がなく産業廃棄物に該当する古い機器の回収を、産業廃棄物収集運搬の許可を受けていない販売業者に依頼していた。（販売業者が古い検査機器類等を無償で引き取る（いわゆる「下取り行為」）場合、産業廃棄物収集運搬許可は不要であるが、有償で引き取る場合は許可が必要である。）	飯田保健所
支 出 事 務	1 参加希望型競争入札による工事請負契約（県営かんがい排水事業・安曇野地区・新堰排水路付帯工事）において、参加希望型競争入札試行要領で「本入札方式適用工事は、直営施工を原則とし、やむを得ない場合でも契約金額の20%の範囲内とする。」と規定されているにもかかわらず、77.9%の下請施工を承認していた。	松本地方事務所
3 件	2 参加希望型競争入札による工事請負契約（国補通常砂防工事・宮沢川・千曲市城腰2工区工事）において、参加希望型競争入札試行要領で「本入札方式適用工事は、直営施工を原則とし、やむを得ない場合でも契約金額の20%の範囲内とする。」と規定されているにもかかわらず、53.5%の下請施工を承認していた。	千曲建設事務所
	3 道路設計業務委託（県営畠地帶総合土地改良事業・草越地区（延長3.6km））において、成果品の縦断図のうち延長2.0kmについて現況地盤高線が記入されておらず、成果品納品の際の確認・検査に一部見落としがあった。	佐久地方事務所・東信会計センター
補 助 金 事 務	1 土地改良負担金償還助成事業助成金において、補助事業者から提出のあった実績報告書の確認はしたものの、補助金等交付規則の規定に基づく補助金額の確定及び補助事業者への確定通知を行っていなかった。	農地整備課
3 件	2 県産針葉樹合板開発事業補助金において、補助事業等の内容について重要な変更（事業費の大幅な減額）があったにもかかわらず、補助金等交付規則、木材関係事業補助金交付要綱に定められた変更承認申請・変更交付申請等の事務手続を経ることなく、軽微変更として処理し、額の確定を行っていた。	信州の木活用課